

様式第 7 号

令和 7 年度堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業
補 助 金 交 付 決 定 変 更 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

様

堺 市 長 永 藤 英 機

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり変更交付することに決定したので、通知します。

補 助 年 度	年 度	事 業 の 名 称	堺市高倉台近隣センター 土地区画整理事業
変 更 内 容			
変 更 補助金交付額	既 交 付 決 定 額 : 円 増 減 額 : 円 変更交付決定額 : 円		
交付予定時期	金額一括 年 月 分 割 第 1 回 (又は 月) 円 第 2 回 (又は 月) 円 ※ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。		

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する費用の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 土地区画整理事業にて再生事業を実施する場合は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 6 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定に基づく事業計画に従うこと。
- (5) 堺市補助金交付規則（平成 12 年規則第 97 号）の規定に従うこと。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (7) その他関係法令の規定に従うこと。